

延岡市建設工事の入札に係る事前質問に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札執行前に、入札参加者が設計図書等の確認のための事前質問を行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 公告等の日から入札期日（電子入札にあつては、入札期間の初日）までに公表した設計書、仕様書、図面、現場説明書等をいう。
- (2) 事前質問 入札執行前に設計図書等に関する疑義の確認のために、入札参加者が市長に対して行う質問をいう。
- (3) 公告等 条件付一般競争入札（延岡市簡易型条件付一般競争入札実施要綱（令和4年告示第98号）第2条第1項に規定する簡易型条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）に係る公告及び指名競争入札に係る指名通知をいう。

(期間の算定)

第3条 事前質問の手続に係る期間の算定については、延岡市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第2条第1項各号に定める市の休日は、算入しないものとする。

(対象となる入札)

第4条 事前質問の対象となる入札は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札とする。

(事前質問の期間及び方法)

第5条 入札参加者（指名競争入札にあつては当該入札の参加者として指名された者を、条件付一般競争入札にあつては当該入札への入札参加資格確認申請を行った者をいう。以下同じ。）は、当該入札について事前質問を行う場合は、公告等の手続開始日から当該公告等で定める日（以下「質問提出期限」という。）までに、工事担当課長（当該公告等に記載された工事担当課の長をいう。以下同じ。）に対し、設計図書等に関する質問書（様式第1号。以下「質問書」という。）を、条件付一般競争入札にあつては電子メールでの送付の方法により、指名競争入札にあつては直接持参する方法又は電子メール若しくはファクシミリでの送付の方法により提出することができる。

(質問書に対する回答)

第6条 工事担当課長は、質問書が提出されたときは、速やかに、設計書等及び金入り設計書の内容を確認し、質問提出期限の翌日の午後4時までに設計図書等に関する質問への回答について契約管理課長に報告するものとする。

2 契約管理課長は、工事担当課長から報告された回答の内容を確認し、質問提出期限の翌々日（当該公告等で回答期日を定めている場合は、その回答期日）までに、入札参加者に対し、設計図書等に関する質問への回答書（様式第2号）を条件付一般競争入札にあっては入札情報サービスシステムに掲載し、指名競争入札にあっては直接交付し、又は電子メール若しくはファクシミリで送信しなければならない。この場合において、複数の者から類似する内容の質問書が提出されたときは、それらについては、一括して回答することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、質問書に対する回答を行わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から質問書が提出された場合
- (2) 質問提出期限を過ぎて質問書が提出された場合
- (3) 前条に規定する方法以外の方法で質問書が提出された場合
- (4) 当該入札に直接関係のない質問内容である場合
（入札の中止）

第7条 契約管理課長は、前条第2項に規定する確認により、設計書等に当該入札の予定価格に変更を生じさせる誤りがあると認めた場合は、当該入札を中止するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年10月1日以後に公告し、又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 書

年 月 日

延岡市長 様
(〇〇課長 様)

質問書提出者

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記工事に関する設計図書等について、別紙のとおり質問書を提出します。

公告日（指名通知日） 年 月 日

件 名 〇〇〇〇工事

(別紙)

設計図書等に関する質問書

整理 番号	資料の 名称	頁	項 目	質問内容	回 答

(注)

- 1 整理番号の欄には、質問の通し番号を記入すること。
- 2 資料の名称の欄には、公告、仕様書、設計書など質問に関する資料の名称を記入すること。
- 3 頁の欄には、質問に関する資料の該当するページを記入すること。
- 4 項目の欄には、質問に関する資料の項目（例． 1－1－①）を記入すること。
- 5 質問内容の欄には、質問の内容を具体的に記入すること。
- 6 質問事項が、1枚の用紙で不足する場合には、適宜ページを追加すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

設計図書等に関する質問への回答書

年 月 日

入札参加者 各位

延岡市長

下記工事に関する設計図書等への質問に対し、別紙のとおり回答いたします。

公告日（指名通知日） 年 月 日

件 名 ○○○○工事

(別紙)

設計図書等に関する質問への回答書

整理 番号	資料の 名称	頁	項 目	質問内容	回 答